

原子力委員会の在り方見直し後の委員会の専門性、事務局の機能等に関する考え方について

平成25年11月21日
内閣府

原子力委員会の企画・審議・決定における外部専門家等の活用については、現在、「原子力委員会参与」、「技術参与」や「政策調査員」といった制度がある。見直し後に原子力委員会又は後継組織が残る場合には、近年十分に活用されていなかった「原子力委員会参与」や「技術参与」を含め、見直し後の組織においても既存のこうした制度や見直し後の組織に対応して必要に応じ制度を見直しつつ活用することが考えられる。

なお、こうした制度の活用にあっても、最終的に企画・審議・決定の権限は、見直し後の組織にあることから、積極的な議論の公開、情報発信等により、十分に透明性を確保することが必要と考えられる。

見直し後の組織における委員会の専門性や事務局機能等に関しては、次のような対応により、見直し後の組織における企画・審議・決定プロセスの専門性、公正性、中立性を維持することが可能と考えられる。

【見直し後の組織における既存制度等の活用（案）】

1. 原子力委員会設置法施行令に基づく参与や相当職について

見直し後の組織において、新たに選出される委員ではカバーできない専門分野に関しては、大学や研究機関の有識者等を期限付きで任命し、見直し後の組織の企画、審議、決定を支援することが考えられる。

また、企画・審議・決定の対象となる課題によっては、研究機関自体が利害関係の当事者である可能性も否定できないが、こうした課題の企画・審議・決定プロセスに、当該研究機関の有識者が参画しない仕組みを、内規等で策定して対応することが可能と考えられる。

2. 内閣府規定に基づく技術参与について

見直し後の組織において、企画・審議・決定の対象となる専門分野によっては、職員のみでの対応では対応が十分でない場合も考えられるため、原子力関連企業と利害関係のない者（例：研究機関退職者、原子力関連企業退職者等）を期限付きの非常勤職員である「技術参与」として公募により選定し、委員会事務に係る調査・分析業務等に活用することが考えられる。

3. 内閣府規定に基づく政策調査員について

見直し後の組織において、企業又は団体等の職員等の知識や経験が必要となる場合には、期限付きの非常勤職員である「政策調査員」を公募により選定し、活用する可能性がある。「政策調査員」に原子力関連企業の出身者を選定する場合には、出身元の企業と利害関係が生じる可能性がある企画・審議・決定プロセスに影響を与えないよう、「政策調査員」が携わる委員会事務に係る調査・分析業務等に関するルールや業務内容のチェックに関する内規等を策定して対応することが可能と考えられる。

4. 関係各省からの出向者、併任者について

見直し後の組織において、関係各省の出向者や併任者は、過去と同様に想定される。関係各省に対しては、企画・審議・決定の対象分野やその検討に係る業務量を踏まえ、必要に応じて、出向者や併任者の増強を依頼することが考えられる。

5. 関係機関の協力について

見直し後の組織において、外部機関の調査機能を活用する必要がある場合が想定される。

具体的な企画・調査・審議の対象分野は、見直し後の組織で検討されるが、必要に応じて、予算措置等についても検討することが考えられる。